

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 143

2004年6月

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

E mail address: gyoukaku@tokyo.email.ne.jp

行革国民会議ニュース

前途多難な道州制の検討

事務局長 並河 信乃

5月28日の経済財政諮問会議で、北海道の高橋知事は「北海道道州制特区」についての北海道の取り組みプランを説明した。このプランはすでに4月26日に北海道としては決定し、直ちに内閣府に提出したものであるが、知事からの説明の機会は1ヵ月間宙づりとなっていた。そのため、プランの内容が不十分だからだとか、郵貯改革などの議案が立てこんでいるだけだとか、さまざまな憶測が飛び交っていた。

たしかに北海道が当初作成したプランは、ダイナミックさに向け、道州制のもとにおこなう個別の事業の計画は、すでに行われている構造改革特区や地域再生計画でも処理できるものであり、なぜ道州制でなければならないのかという点では説得力に欠けるものであった。そのため、有識者で構成する道州制推進会議(座長・宮脇淳北海道大大学院教授)は、4月5日、国への「道州制特区」申請に当たって、国の出先機関と道庁との機能統合、国の政省令の規定を、道の裁量で条例によって変更できる「政省令の上書き権」の付与などを追加して盛り込むべきだと提案。北海道ではこの提案の趣旨を汲んで、国の地方支分部局との機能等統合の検討、道州制先行実施に伴う財源移譲の検討、法令面での地域主権の推進(政省令等の適用範囲を縮小し、条例等によって基準等を設定できる範囲の拡大)、国・道・市町村の新たな一体的予算要求・執行・評価プロセスの構築の検討、生活・産業・防災関係等の情報システムの共有化の検討、郵便局、ハローワーク等の機能を活

用した地域ネットワークの形成の検討、道州制北海道モデル事業の対象事業の拡大・補助基準の弾力化、取り組み事項の具体化を図るための推進組織の設置を「総合的な推進事項」として、分野別施策の提案である「道州制推進プラン」とあわせて提案した。

5月28日の経済財政諮問会議の様子は、朝日新聞以外では報道されなかったようであるが、朝日新聞の記事によれば、席上、「まだ総論にとどまっている」など、かなり厳しい意見が出されたようである。結局、国の出先機関と道との統合案を北海道が6月末までにまとめて、諮問会議に再提案することとなった。また、北海道が要望している推進組織の設置については、まず北海道から、何がしたいのかの具体案を出してもらい、それを受けて、必要に応じて、推進体制を作るということも含めて国としてやるべきことはやる、ということになった。

こうした経緯をみると、北海道からの提案は経済財政諮問会議から「差し戻し」されたように思われる。たしかに外野席から見る限り、もう少し具体的な提案が出来なかったのかと思う。しかし、これは案をまとめた北海道だけの責任なのであろうか。

道州制の検討となれば、だれでも北海道と北海道開発局の統合を思い浮かべることになる。それが、提案では「国の地方支分部局との機能統合等の検討」ときわめてあいまいな表現にしかならなかったのは、北海道がだらしがないから

というよりは、そう書かざるを得ないほど状況は難しいということではないか。北海道開発局では、「開発局がなくなり、北海道特例がなくなって一般の都府県なみの公共事業負担になると、道内の公共事業は 1800 億円減少し、その結果、2 万 3974 人の失業者が生まれ、完全失業率は 6.7% から 7.5% へと 0.8% 上昇するぞ」と牽制している。直轄事業 5483 億円、補助事業 5743 億円、あわせて 1 兆 1226 億円（いずれも 2004 年度予算）を抱える開発局は、道と道内市町村の予算をあわせて 3 兆円程度の北海道にとっては巨大な存在であり、その改革を言い出すにはかなりの覚悟が必要である。

北海道開発局は国土交通省の出先機関で、その機能を縮小するには、結局、北海道は国土交通省と交渉しなければならない。しかし、国土交通省は国土交通大臣の統括のもとにあり、国土交通大臣は内閣の一員である。となれば、北海道に具体案を提出することを求めると同時に、国土交通大臣に対しても、北海道に協力するようになど、何らかの指示が行われなければ事は進まない。内閣府が事務を担当するだけでは済まないのである。そもそも経済財政諮問会議とは、評論をする場ではなく、内閣の調整機能強化のためにおかれた組織である。そこが、問題点の所在を熟知しておりながら、北海道だけに

注文をつけたとなれば、この内閣はきわめて無責任な内閣といわざるを得ない。

北海道道州制特区の話が持ち上がってから、関西や九州の経済界でも道州制の議論が始まった。また、今年 3 月に発足した第 28 次地方制度調査会でも検討課題にあげられている。現在の閉塞状況を打ち破り、財政の自動調節機能を回復させるには道州制あるいは連邦制の導入は有力な手段となる。その先駆的な試みとなるはずの北海道道州制特区を軌道に乗せるためには、北海道の更なる努力が必要であるとともに、内閣としても自らの組織についてはその準備をすすめるように指示すべきだろう。すでに自民党は昨年選挙で道州制の推進を公約し、小泉首相は今年 1 月の施政方針演説で北海道特区を支援すると明言しているのである。他人事ではない。

小泉首相が、北海道特区構想をなぜ昨年 8 月に言い出したのかはわからないところが多い。しかし、言い出した以上、その実現には最大限努力するのが当然だろう。キャッチフレーズだけ言って、その先は関係者に丸投げして責任をとらないというのは、もうそろそろやめてもらいたい。このままでは、道州制特区の議論の将来があやぶまれてならない。

構造改革特区への今後の取り組みを協議

- 構造改革特区推進会議第 1 回総会議事概要 -

構造改革特区推進会議（代表：榛村純一掛川市長）は、2004 年 4 月 30 日、第 1 回総会を開催した。総会議事終了後、出席した首長らによる自由懇談と、金子大臣との懇談が以下のように行われた。

総会議事

2003 年度事業報告・会計報告、2004 年度事業計画・予算案について

事務局から 2003 年度事業報告・会計報告、2004 年度事業計画・予算案の説明が行われ、満場一致でこれを了承した。

また、役員任期や改選手続きについては規約には特に取り決めが設けられていないが、設立当初の役員構成で 2004 年度も活動を行うことも了承された。

自由懇談

事務局から、「構造改革特区・地域再生計画制度の改善のために（要旨）」を読み上げたあと、その内容を踏まえて自由懇談を行った。出された意見の大意は以下のとおり。

【席上出された主な意見】

構造改革特区というのは、根本的な改革は難しいから小さな穴を開けて全体を変えるのだという姿勢で臨んでいることは分かるが、もう少し思い切った構造改革にそろそろ踏み切らなければいけないテーマがあるのではないかと

例えば、農業の企業参入。これは部分的に認められたが、全国のJA（農業協同組合）の大きな組織的な対応の中で、なかなか全国的な道が開かれていない。これを、株式会社が農地所有をしてもたとえば30年間勝手に売買しないように規制するなどの措置を講じて、その参入は自由化するといった思い切った形にしないと、農業人口が高齢化している状況の中では、もう10年で農業も終わってしまう。特区でポツポツと実績も出てきたので、いまこそ一気にやるといったところに来ているのではないか。これはひとつの事例であるが、ほかにもまだまだやる必要がある。

先日、特区の1周年の記念イベントが官邸であったが、これにほとんどの閣僚が出席していない。特区についての各省庁の対応はまだまだ鈍いが、そういうところに閣僚が出席しない姿勢に、閣僚の特区に対する関心のなさが表れているのではないか。

農業開放は本音のところでは進めたいが、行政の問題でなく政治の問題である。全国農協、各地域の農業団体などは強力な政治基盤で、首長の方からその地域で企業参入を主張していくというのは非常にやりにくい。農水省にもそういうところがある。したがって、全国ポリシーとして農業開放をやっていくしかないし、これは政治の判断しかない。単に行政レベルでは処理できない。

三大都市圏における用途地域決定権限の市長への移譲がなかなか実現しない。これがどうしてできないのかよく分からない。三大都市圏については「国の利害に重要な関係があるから」というのが古くからいわれている理由だが、本当に国の利害に重要な関係のある地域というのは極めて限定されており、そうでないところの地域再生をどうするのかというのが今の課題である。

具体的にいうと、大手造船企業が撤退した跡地が9ヘクタールほどあり、そこは大変貴重な土地で、私鉄のターミナル駅もあり、市にとっては重要な拠点として地域の再生をしていきたいと考えている。中核市の集まりでも、三大都市圏の中核市に用途地域決定権限を与えるべきだとの意見を取りまとめているが、都市計画法の改正でこうしたことを一般制度として実現出来ればありがたい。それが無理なら、現在問題を抱えていてやる気のあるところには、特区で

そのやる気を実現させるための法律改正があってもいいのではないか。

もうひとつは、権限の移譲だけでは地域再生はできないということだ。権限移譲では地域再生の前提としての行政内部の手続き、官官規制が緩和されるだけで、地域をどうダイナミックに変えていくのかという実体論とは別問題で、立体的にどのように再生していくかということは地域再生計画で考えなければいけない。したがって、特区と地域再生計画とを総合的にやるようにしていく必要がある。

特区制度のいちばんの問題点は、結局国がひとつひとつ認めるか認めないかという決定権限をもっているところだ。そこで、第三者機関の判定というものを是非やってもらいたい。市長の政策実現のためのリーダーシップを強化するため、部長も必要に応じて特別職で外部から人材を持ってくるという提案をしたところ、「市長が人事について自由度を高めると、要するに市長の人脈とか政治的配慮の人事になるので、専門性を蓄積して安定的な行政をやるには一般職でなければいけない」という回答が総務省から来た。なんでも官僚が仕切らなければいけないという露骨な回答だと思うが、こういうのは、第三者機関で厳しくチェックしていくシステムが必要なのではないか。首長が恣意的な人事をするかしないかのチェックは主権者である市民がチェックすればいい話だ。

若い有能な研究者と連携することは重要である。中央省庁の審議会は徹底的に根回しされ、各省の言い分を通すための審議会になっている。したがって、中央のあり方を改革しようと思うなら、シンクタンクや研究者など我々独自で地方の主張をオーソライズするような審議会を作らなければいけない。地方と中央とディベートすることが大事で、そういう構造に持っていくことが構造改革の中で必要だ。

確かに独自の理論構成なり学術的な背景を持った発言をしなければ駄目だ。しかし、今、学問の方も縦割りになっており、総合的に付き合いもらえる研究者が必要なのだが、そういう人がいない。結局、永年やって経験をつんだ首長がディベートしてやるのがいちばんいいと思うのだが、なかなかみんな忙しくてそれも難しい。

市街化調整区域の開発基準は大規模の場合

は製造業主体になっていて、物流産業というのはあまり位置付けられておらず、物流センターやトラックターミナルといったものにはない。特区提案を行ったところ、現行制度でも対応可能という回答になったが、現実に県にあたりとそれはできないという。開発審査会に対する提案基準というものがあるが、これは国が建設省時代に作ったもので、これにどうしても該当しないので難しいという。基準を作った国が弾力運用するようにという通達を出してもらいたいと県の担当者がいつている。制度疲労を起こしている都市計画などについては、もう少し国も地方へ指導をしてもらいたい。

構造改革特区のように自分たちが戦って要求して得た権限についてはしっかり行使するが、上から自動的に与えられた権限については義務感を感じただけでうまく行使していないことがある。

特区については、税金、警察にかかわるところがことごとく認められていない。駄目な理由は、「事実誤認」「現行法で対応可能」「特区にそぐわない」などで、このように状況ではそのうちやる気がなってくる。このように各論を積み重ねていくのではなく、そろそろ本質論に踏み込まないといけない。そこで、この87市町村が共同で連名で本質的な問題についての特区提案をしていったらどうか。大本のところを取りまとめるという姿勢をそろそろ考えたらどうか。

それを出すには相当の理論武装や覚悟が必要だ。相当のエネルギーが要る。みなさんそれぞれご専門の方々だから、それぞれの強い分野で意見を出してもらいたい。

法律論でやったら中央省庁は法律を作る専門家だから、その次元でやりあったら勝てない。現実問題でやりあわないといけない。

今年度予算に研究調査費が組まれているが、何人かいろいろな分野の先生方でチームを作って対応するのがいいのではないか。総論と、多くの自治体で提案して駄目になった共通度の高いものと、将来の方向性から見て必ずしも大きくはないけれども穴を開けておかないといかないものを体系的に研究するような仕組みを作ってもらいたい。

中央省庁も四六時中勉強しているとはいえず、

実は実体論についてはそんなに強いわけではない。だから、たとえば与党の政調会など、要するに政治の舞台で、声を上げてきちんと問題提起をして、改革を進めていく形をとればいい。決して難しいとか、悲観的なことはない。

構造改革特区という仕掛け自体に基本的な問題がある。提案されている事柄のほとんどが全国的にやったほうがいいことばかりで、ある地域ではいいがほかの地域ではあてはまらないということがあまりない。そういう一般問題について、各地域間の競争みたいな形で手を挙げさせるという国の仕掛けになっている。よくあるパターンだ。我々はそうことに問題があると認識した上で、この制度をいかに活用していくのか考えることが必要だ。

6月の提案の時点で、それぞれの自治体がお互いに会員メンバーに呼びかけて、賛同する自治体同士で提案することを考える必要がある。

特区の提案の中には、わざわざ特区で申請しなくてもそれぞれの省庁が独自の判断で許可すればいいのではないかというものや、省庁の縦割り行政のために阻害されているものもある。こうした、構造改革特区の申請に対してそれぞれの省庁はどのような思いで我々の申請に対応しているのか。はたしてどこまで反省しているのか疑問だ。

省庁は特区を実現してやろうと思っているのか、断ることから始まっているのか。その説明の理由が分からない。政治的な配慮なのか、省庁の中の都合でいつているのか。改革をしたいと考えているところにこういう提案があったので、こういうふうになればお互いにやっつけるといような回答が1件もない。省庁は改革をやっつけようという意志があつて特区に対しては思えない。

保育所の民営化にあたり、一挙に完全民営化は難しいので公設民営という形をとっているが、今年から補助金カットで、公設公営の保育所については一般財源化、民設民営には補助金はそのまま、公設民営の場合は補助金カットということになった。これでは、民営化を進めていく上でブレーキがかかってしまう。全体として民営化を推進するという方針に逆行している。こうした制度間の齟齬をなくしていくことも大きな課題だ。

教育特区では株式会社による中学校を開設したが、株式会社だと税金がかかり、しかも、私学助成が認められない。中学生は義務教育で、親は同じ国民の税金を払っている。にもかかわらず、私学助成を公平に出さないというのは法律違反だ。

【檜木 参事官発言要旨】

こうした発言に対し、同席した檜木俊秀構造改革特区参事官からいくつか発言があったが、それらをまとめれば大要次のとおりである。

1 特区の全国展開については、規制の特例措置が認められたら1年後にはオールオーバーに網をかけて評価し、半年で必ず結論を出すという形にしている。特区ができて1年が経ったので最初に認められた特区については評価できる段階にきており、問題がなければ全国展開すると閣議決定している。問題があるかないかの立証責任は各省庁にあるとしているので、きちんと立証できなければ全国展開するという制度である。評価委員会が9月に意見をまとめ、その意見を基にして特区推進本部が決定するという段取りである。

2 次の提案募集は6月で、特区と地域再生の両方を一体化して行う。特区と地域再生の両方から問題であれば、特区の提案としても地域再生の提案としても両方とも出せばいい。特区と地域再生は基本的には同じスタッフでやっているの、双方の融通はきく仕組みになっている。

3 おそらくこの会議の目的は、できなかったことを大きな声にしていくことに意味があるのではないかと思う。数は力というところがあって、たくさん出ている提案だと各省庁も真面目に検討するというか、やらざるを得ないというところがある。

4 第三者機関が本当に実現するためにワークするのかどうかは疑問がある。議論は行えるが、最後に実現するという事になると、霞が関なり永田町なりにしっかりとした体制を組まなければいけない。ただし、各省庁の回答が本当に国民や自治体から見て適正かどうか、議論できる場があったほうがいいのかというのはおっしゃるとおり。そこは、特区制度と第三者機関としての総合規制改革会議の後継組織とのリンクの仕方だと思う。6月の提案では、全国的な規制改革案も提案できることになっているので、そこ

でリンクすることもできる。

5 たくさんの要望があり、それなりにリーズナブルなものであるのに、それに対する各省庁の回答がおかしなものであれば、世論なりマスコミなりが目撃して「おかしいじゃないか」と持っていくことが実現のためには重要だ。

6 理論補強をしてもらおうような先生というのは各分野にいるはずだ。そういうときに、アドバイスしてもらえる人を見つけると、我々としてもありがたい。たくさんの提案があるために、ひとつひとつ深く勉強している時間があまりないときもあるので、そういうときに有効な意見がもらえれば、各省庁との議論するときに大変ありがたい。

7 特区ではなくて全国でやればいいのではないかと提案が非常に多いのは事実だ。現に、特区提案をして実現したもののうち、特区でできなかったのが176、全国でできたものが250あり、特区はある意味でひとつのツールに過ぎなくて、全国で対応しているものの方が数が多い。とはいえ、これまで認められなかった規制緩和が特区で認められたということも多い。農業、教育の株式会社参入など、特区を通じてはじめて実現できた。

8 各省庁の対応については、率直に言えば、当初に比べて実現した規制改革が数として減少しているのは事実だ。我々としては、2年目に入ってこの特区制度を大切にしていきたいということ、関連する制度が邪魔で事業が進まないという場合に、別の制度があるかどうかということが次の展開だと思う。たとえば、幼稚園の中に保育園、あるいは保育園の中に幼稚園を作るとその分補助金を一部返さなければいけないということがあったが、大臣同士の折衝で返還しなくていいということになった。

9 民間事業者の声を吸い取っていただきたい。民間事業者がこの特区制度で恩恵を受けると思うのだが、地方自治体からの提案が7割、民間事業者からが3割となっている。推進室もできるだけ経済界の方々に声をかけていきたいと思っているが、みなさんにも協力してもらいたい。そのために、制度について説明できる特区エキスパートを各県に2人以上を養成している。そういう人から説明会をしてもらっても結構だし、市役所の中で説明会をしてそれに企業の人

加するということなどがあれば、我々が職員を派遣するという出前コンサルタントも行うので、ご相談いただければありがたい。

10 各省庁から「提案をやめてくれ」などといった圧力があれば、推進室のほうにぜひ教えていただきたい。残念ながら、各省庁の回答の中には積極姿勢の見えない回答もある。しかし、そういうものこそあきらめずに提案していただき、こういう場で大きな声にしていただき、また必要なものについては我々が上にあげて相談していくので、これからも一緒にやっていきたい。

金子一義特区担当大臣との懇談会

総会の最後に金子大臣が出席されたので、大臣のあいさつのあと、意見交換を行った。

【金子大臣あいさつ要旨】

国民年金未納閣僚問題が出まして、なんとなくざわついているような感じがしないわけでもないと思いますが、動じてさえいません。やるべきことを内閣としてきちんとやっていく、その気持ちで取り組んでいます。

特区制度や地域再生計画制度の改善のための皆様方のご提案も拝見しました。特区と地域再生をどうするか。特区と地域再生の扱いをどうするのか。そこのところは、皆様の気持ちは生かせるようにしていきたい。特区と地域再生を組み合わせてもらっていいのです。基本は地域の皆さんがやりたいことをやってもらう。我々が認める、与えるということではなく、やれるようにしていくというのが私たちの基本姿勢です。それができるようにさせていただきたいと思っております。

特区で認定を受けたが実際にやろうと思ってもできない。これは、具体的にあったら是非教えていただきたい。今日いただきました提案書にも株式会社では農業金融が受けられないということが書かれていましたが、本当ですか。もし本当にできないのであれば、どこの具体的な例なのかおっしゃっていただきたいのです。よく聞いてみると、株式会社で入ってくるのですよ、株式会社で金が調達できないわけがない。農業であれば株式会社であろうが、農場の整備などの金は補助金として出ます。農業のためにやるのならば、金は出せます。国民金融公庫総裁もいっています。金は出しますと。農業協同組合の方も一緒に理事長にも来ていただきました。認定農業者が準組合員になっていただけ

ば出せるのです。一般論ではマスコミにはなんとなく出ないといいいことがあるのですが、具体的な例があればおっしゃっていただきたい。ダチョウ特区というのもありまして、運輸関係ですけど実質建設業の方ですが、株式会社ですからやれます。普通の農家のようにやってくれというのは違うはずですよ。株式会社ですから医療で入っても資金調達はメリットがあるからやるわけです。それを、町医者と同じようにものを言ってもらっては困るわけです。そのへんはいろいろ議論はありますが、いずれにしても、瑞浪市長からも、幼保一元化が特区でオッケーとなったら、厚労省が金を返還しろと言ってきたとのお話がありました。そんな馬鹿な話もないだろう。国の税金でしょう。そういうことで、坂口厚労大臣に話して、返さなくてもいいとなりました。地域再生でも、国の施設であろうが、科学技術研究設備であろうが、役割が終わったら他の目的に転用してもらっても結構だ。市あるいは県の開発公社を目的外に使う。犬山市は商業施設に転用するという、当初目的と違う方向でおやりになる。これも結構です。ですから、進まないということがあったら、是非おっしゃっていただきたいと思います。

あと、法令ではできる、県、知事の認可に降りているのに、現実には県の職員のみなさんは国が指針を出さないとなかなかやらないという部分が色濃くある。つまり、自信がないのです。知事のところに持っていけばオッケーだが、なかなかあげられない。そうすると、局長が課長が国に指針を求めてきて、確認しないとなかなか進められない。そういう部分が、今度の地域再生でも1500件のうちの半分くらいある。こういうものは、国だけでなく県の進め方というが指導も、必要なことは、特区推進室で取り組んでもらいます。

今度、ハードなもの、なかなか実現の難しいものを全部洗い出して、本当に筋がいいと思われるものについては、私は戦います、やります、進めます。ただ、大変恐縮ですが、農振地域の指定を外して公民館を作るというのがありますが、これはやっぱり心配なのです。本当にいいのだろうか。一方で、あるところから風力発電、バイオ発電をやるのに農振地域の指定を外せないという問題もありました。こういう皆さんからみても外してもいいと思うようなものはなんとかできるようにしていきたいと思います。

特区と地域再生については、皆様方からいろいろなアイデアを寄せていただいております。私たちは地域再生群という政策群、こういう基

本的な方向を今度の概算要求で入れていこうと思っています。具体的には、補助金の統合、一元化して皆様方に渡す。たとえば通信網整備で、都市部の通信関係は郵政、つまり総務省が持っている。農村部に行くところちは農水省の管轄となる。皆さん、市町村合併やるのに、そういうのでは困る。これ、郵政でやろうが農水省であろうが統合化していけるようにしていきたい。

また、学童の放課後活動、これも、学校に上がると、公的な皆さんのところが運営しないと補助金の対象にならない。だけど、幼稚園から保育園、そして小学校の3年生くらいまでの学童児の放課後活動については、民間委託して運営してもらってもやれるようにできないかということもお寄せいただいている、これもひとつのテーマとして入れていきたい。

最後に、中心市街地の活性化。経済産業省の中にたくさんのメニューがあるのですが、使い勝手のいいようにできるだけ一元化して市町村に使っていただきたい。そういう方向で、三位一体改革に先行するようなものを、第一歩に過ぎないかもしれませんが、進めていきたいと思っておりますので、一緒になってやっていきたいと思っています。

【自由懇談】

以上の大臣からの発言に対し、以下のような発言が出席者から行われた。

教育上の現在の悩み。カリキュラムの問題、先生の配置、学級のサイズなどをどうするか。これは現場にこそ政治的、行政的責任があり、現場の市町村長がいちばん把握している。現場の実態を知っている市町村長、あるいは指導者としての知事を信頼して、これにもっと委ねることが必要だ。文科省は現場を信頼していない。したがって、この意識転換を図りながら、少なくとも構造改革の一環として選択制を認めることが必要だ。行政システムでやるか委員会制度でやるか、出雲方式もあれば犬山方式もあっていいのではないか。選択に委ねてもいいのではないか。文部科学大臣も知事を直接指導できる政策官庁として発展できることになる。今は知事の部下の部下のような教育長だけ集めて号令をかけているが、これは現在の教育問題を解明する、打開する道にはならない。むしろ、教育の現場は福祉、経済政策などコングロマリットで、総合的な政策の中で問題解決できる。不登校児を救うには親の経済状況をよくしないといけない。失業、リストラの家庭が崩壊、子どもを追いやる。こういうことは学校教育だけでは限界

がある。これを解決するには、市町村長、商工会議所、ビジネス、雇用すべて当事者能力のある市町村長に委ねて不登校対策をやらせないと、学校や教育長ではできない。総合政策として最後の責任者としての市長を活用すべきで、こういう方向で、行政のシステムを移管してはどうか。そういう市町村があってもいいということ、を政権与党の政治的リーダーシップで明確に打ち出してもらいたい。

農業についても、政策としては農地の解放が一般の制度になっていない。特区で実績がだいた出たので、与党政権として全中や全農と話をし、全国で一般的な政策としてやってもらいたい。

特区についてはなかなか解決できないものが山積みになっているが、特区の1周年記念が官邸で行われたのに、出席した閣僚が小泉総理、金子大臣、亀井農水大臣、福田官房長官、河村文科大臣くらいであった。我々はいろいろな省庁にまたがって特区や地域再生を議論しているわけで、ほかの担当大臣は関心はおありなのかどうか。また、各省庁の大臣は自分の省庁にどれくらいの指示を出しているのか。

特区で酒税法、どぶろくという製造に一定の風穴を開けてもらい、全国第1号でどぶろくの製造、販売が認められたということで、それに取り組んでいる。特区の効果で、全国第1号になった民宿は、年間100人くらい泊まっているお客さんがこの1ヵ月で100人を超えてしまったということがある。それが形になって、2号、3号と我々もやってみたいという声も出ている。そういう中で、タウンミーティングを総理官邸と市とを結んで行った。市民が総理にも直接意見をぶつけることもでき、職員、議会、市民も含めて意識が変わってきた。特区はこれまでの国、県、市町村といったものの構図を変える大きなきっかけにもなっているのではないかと思う。合併についても、タウンミーティングや特区に取り組みることによって、スムーズに運ぶようになったという効果もあった。

中心市街地の問題がありますが、再開発法というのは地価が値上がりしたりといった右肩上がりよきの法律で、右肩下がりよきの再開発法というのはどういうものであるのか。もう従来の手法では駄目で、それを具体的に生み出していかないといけない。

各省へ特区提案を行い、その各省の回答をこちらに伝達するようなケースがいくつかあった。我々が文句のある場合は担当省に説明してくれということがあったが、どのような改革案も金子大臣のところまで主体性を持って各省を説得するなり責任を持って受け止めていただきたい。各省に回すということに専念されないように願いたい。

【金子大臣発言要旨】

こうした意見に対し、金子大臣からそれぞれ発言があったが、その大要をまとめれば以下のとおりである。

1 各担当大臣が特区について強烈な意識を持っているかということですが、やはり、立場で違う理屈のことを言われれば、悩みながらやっているのだと思います。しかし、今度の地域再生で強く感じたのですが、中央官庁の役人というのは、ひとつの流れができると乗ってきます。乗るのも早いです。環境と言うと、環境、環境と予算を取りにくるわけです。ITでもそうです。流れに乗るのは早い。今は、特区、地域再生というのは、間違いなくひとつの大きな柱になってきています。今回は間に合いませんでしたが、次年度の地域再生、地方に、市町村長に委ねてというのは、三位一体の動きとあわせて、各省の担当大臣が認識していることは間違いありません。少し扉が開くと、案外今度はどんどん押していけます。前任の鴻池大臣は勇ましいですが、あれと違うのかと言われるのですが、各大臣と話をすると、案外やってくれます。たとえば、地方自治法の改正でそれぞれの議会を年4回までしか開けないという法律を、議会の開催回数については地方自治体で決めるということにしました。総務省は国会でかつて議論されたが2度潰されており大変難しいと言ってきましたが、麻生大臣と話して、今国会で衆議院で議論されている最中です。そういう意味で、鴻池さんのようにテーブルを叩くようなことはしませんが、麻生さんはよく吞んでくれました。そこまでやらなくても、各閣僚もこういう方向にあることを理解してくれています。今までだったら絶対に反対だったと思います。

2 中心商店街等を、市が引き取って、リースするというような手法が出てきましたが、ああいうように、いったん市が全部買い上げてうまく使える人にリースするという手法もいいのですが、市の財政が大変なのだろうと。そういったものも含めて、何かいい方法がないか。

今、いちばん日本の中で大きく行き詰まっているのが、大阪の阿倍野地区です。阿倍野地区は昭和50年代から地域開発を進めてきた。右肩上がりな前提としてきたものです。土地が上がっていくから、それにより利益が得られるというやり方を取ってきたのですが、中心的存在だったそごうが途中で倒れて、その分が空き、行き詰まってしまった。国土交通省ともなんとかならないかとやっているのですが、今の価格が高くなりすぎているのです。固定資産税問題がくるのです。そういったところをどうするのか。

それから、宇都宮市が選択しましたが、固定資産税(の負担水準)を70%、60%に下げて売れ筋の店を引っ張ってくるということ、ほかに3地域から手が上がったと思いますが、その分財源をどうするのか、工夫の余地はないのかということ、党税調会長の津島雄二さんに預けて議論してもらっています。基本的には自治体で工夫の余地がないのか。

私に都合のいいことを申しあげますが、月例経済報告が官邸でありまして、景気回復が広がり、亀山にシャープの工場などがどんどん広がっているという話がありました。亀山ってロウソクの町だったのになぜシャープが次々工場を広げて関連企業が来るのか。県が工場誘致に95億円、亀山市が45億円出しているのです。大変な負担なのですが、こういう現象も出てきている。亀山市は就職難どころではなく、人手不足で困っているという状況が出ているようです。

3 掛川市長を始め、特区推進会議の皆様、連休の谷間にもかかわらず、お出かけいただいた、この熱意は大事に受け止めさせていただきます。正直言うと、特区推進室も人手が足りないのです。見ていて気の毒なくらい人がいないことも事実です。確かに霞が関の人が地方を分からないのは当たり前です。推進室のスタッフには地方を分かっている国会議員の力を借りようとしています。それから、皆さんも地域を育てるのにあわせて地域の人を育てることも大切です。地域で伝達役、理解してくれる人を逆に送り込んでください。我々は、地方自治体の職員を育てたいと思っています。その気持ちをどういうふうに生かしていくか、一緒に考えてください。

以上

【参考資料】

構造改革特区、地域再生計画制度の改善のために（要旨）

2004年4月30日

構造改革特区推進会議

1 構造改革特区制度の導入により、これまで改革が遅れていた教育、農業、医療・福祉などの分野で規制緩和が進んできたことは大いに評価できる。また、地域経済の活性化ばかりでなく自治体運営や組織のあり方などについても、いくつか提案が行われ、その一部が実現したことも大きい。自治体側にも、みずから政策を立案していこうという機運が生じてきた。

2 しかし一方、これまでのところ構造改革や地域再生という言葉から連想されるようなダイナミックで本質的な提案が多いとはいえず、また、認められた特区も小粒で断片的な規制緩和のものが多く、パッケージとしての政策革新にまでは至っていない。しかも、回を重ねるうちに、政策の根幹にかかわるものが先送りされる傾向が強くなり、当初の勢いが弱まってきた感が否めない。

3 こうしたなかで、新たに地域再生計画構想が急浮上し、本年2月末にはプログラムが決定された。この地域再生計画には補助金の運用の改善や金融措置などが含まれ、構造改革特区制度の足らざるところを補い、政策実行手段の範囲を広げたものとして理解されるものであるが、しかし、この両者が重なる部分も多く、両者の関係が判然としないという戸惑いも自治体側に多く見られるところである。

4 構造改革特区や地域再生計画は、地域からの提案を求めることにより、これまでの政策のイノベーションを図るとともに、自治体の意識改革を進め、自治体の政策構想能力を高めるといった効果を着実にもたらしており、今後さらに推進する必要がある。とくにいわゆる三位一体改革のもとで自治体の財政は一層逼迫の度合いを強めており、そうしたなかで自治体運営の自由度をさらに高めていくためには、改革をさらに加速化させていかなければならない。しかしながら、各省の対応はまだまだ鈍いといわざるを得ず、推進の旗を振る大臣および内閣府の一層の努力を期待したい。

5 今後、さらに制度を使いやすくするための

いくつかの提案を行いたい。

構造改革特区制度の前提として、「新たな財源措置はとらない」ということになっている。このため、特区提案のうち、少しでも補助金や税制に絡むものは全てとりあげられていない。特に、教育や農業分野に株式会社などの参入を認めたものの、それに対して私学助成や農業の制度金融は使えず、参入効果は大きく減殺されることになる。構造改革特区で扱う問題は規制緩和だけで、カネがらみの問題はすべて地域再生計画に委ねるといっているのであれば、特区で認められた計画が地域再生計画にスムーズに移行できるような仕組みを設ける必要がある。

提案に対する各省庁からの回答内容が果たして妥当なものであるのかどうか、たとえば評価委員会や規制改革・民間開放推進会議など第三者機関が判定して、膠着状態を改善していく必要がある。膠着した案件については、提案者や担当省庁が公開の場で議論する機会を設ける必要もある。

各省庁から「D-1：現行制度でも対応可能」との回答を得たものの、実際には実施できないケースがある。とくに権限が都道府県にある場合、都道府県によって対応が異なり、実現可能という結果にならないことも多い。地方分権の時代に都道府県に対して中央省庁からの指導を求めるのは筋違いであるが、現実には都道府県の運用は中央省庁の態度で大きく変わるわけであり、中央省庁としても「現行制度で対応可能」と他人事のようにいうだけでなく、そのような回答を出したということ各都道府県に周知徹底させる努力は払うべきである。また、都道府県だけでなく、各省の実務担当者の理解が得られないため、実際には進展しない場合もある。

具体的な申請手続きなどについては、申請書類や実績報告書類が細かすぎるといった指摘がある反面、提案書の概略の記載では申請者の意図が推進室や各省庁に伝わりにくいとの指摘もある。また、申請書はすべてメールで出来るようにすべきだとの意見もある。さらに特区提案から実際の特例適用までに時間がかかり過ぎ、この期間を短縮してもらいたいとの意見もある。かなりの申請量を限られた人数で捌くなかで、

これらの注文を全て満足させることは難しいが、申請手続きは出来るだけ簡素化しながら、何回申請しても進まない案件などについては、別途、直接の話し合いの機会を設けるなどの対応策を講ずる必要がある。

今後、構造改革特区と地域再生計画とが並存して提案の受付、認定申請受付が行われるとなると、実務的には大いに混乱する。この両者を統一するのをもひとつの考え方であるし、統一しないならば連携の強化と一体的運用を図ってもらいたい。

6 推進会議としては、今後自治体間の連絡を密にしながら、単独では実現しにくい案件については共同歩調をとるなど、さらに多くの分野での政策実験が実現するよう努力をしていく所存である。今後、横の連携をとりながら重点的に取り組むべき分野として挙がってきている分野は次のとおりである。

【教育分野】

- ・地域住民が学校運営に積極的に関わることのできる住民参加型学校の実現
- ・株式会社の経営による学校に対する私学助成

【事務局より】

1 国民会議ニュースの発行が、月1回のペースから2~3カ月に1回というように、間隔があいてきたことをお詫びいたします。インターネットをご利用の方でしたならば、わたしどものHPでは頻りにニュースや記事を掲載していることにお気づきだと思います。今後、紙で印刷し郵便でお届けするニュースはある程度間引きし、HP中心の情報発信に切り替えていく方針ですので、どうかご了承ください。

2 国民会議のHPは、極めて地味なものですが、それでも毎日500人以上の来訪者があり、昨年夏以来を通算すると3万人以上の来訪者となりました。特徴的なのは、土日の来訪者は少なく、仕事時間中のアクセスが圧倒的なことです。取材にくる新聞記者もHPを見て、ご丁寧にコピーを持参してくる人もおります。記事によっては検索するとトップに出てくるものがいくつもあります。こうなると、どうしてもHPを充実させることに重点がおかれ、その分、国民会議ニュースが割を食ってしまうこととなります。国民会議ニュースは会員だけに配布するものですから、会員サービスを疎かにするものとお叱りを受けるかも知れませんが、こうした活動が会員の方々によって支えられているのだとご理解いただければ幸いです。

3 6月25日には総会を開催し、次年度の事業計画などをご審議いただく予定です。1983年7月の国民会議結成後丸20年経過したこととなります。組織そのものが耐用年数を過ぎたような感否めず、財政状況は危惧的状况を通り越していますが、もうあとしばらくは現行システムで頑張るつもりです。どうか、ご理解をお願い致します。

4 既にご案内を差し上げていますが、6月25日の総会后、一橋大学の高山教授をお招きして年金問題の討論会を開催します。これは一時中断していた市民税調の会合でもあります。どなたでもご参加で起案するので、ふるってのご参加をお待ちしております。時間は3時から、場所はいつもの弘済会館です。

【まちづくり分野】

- ・都市計画の線引き権限の市町村への移譲
- ・三大都市圏における用途地域決定権限の市町村への移譲
- ・イベント開催時等の道路使用許可の簡素化
- ・違法駐車・路上駐車規制に係る権限移譲

【医療・福祉分野】

- ・介護保険制度の改正
- ・国保制度の改革

【農業分野】

- ・地域に対応した農業への企業参入の促進（農業ビジネス、都市近郊型農業）
- ・農地法、都市計画法における権限移譲や、地域性に即した対応
- ・農業振興地域の除外、農地転用許可の権限移譲

【産業政策分野】

- ・国内の外国との貿易を行っている港湾都市で、国際競争力に打ち勝つため自由貿易地域（フリートレードゾーン）の認定

【自治体改革分野】

- ・市税等滞納整理事務に関する民間参入特区
 - ・組織、権限、職員などについての自治体ごとの自由な設定の容認
- 以上